

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

夢見る力...!

確定申告が終わった18日から一週間、毎年恒例のM&A国際会議でシンガポールに行ってきました。シンガポールの歴史自体が非常に興味深く、沢山のことを教えられ考えさせられました。政治も経営も、優れた一人のリーダーにより創られるのですね！旅行中に国を創ったリー・クアンユー氏が亡くなられ余計に記憶に刻まれました。(リーダーシップについては改めてまとめてみたいと思います)

会議が終わり、参加者はベトナム、スリランカ、ミャンマーの観光に分かれ、私はスリランカにある6つの世界遺産のうち4つを見学してきました。酷暑のスリランカ観光はバテバテ。カンボジア、ネパール、バングラディッシュを訪問し慣れている私はなんともありませんでしたが、東南アジアがほとんど初めての家内は、暑さと、発展途上国独特の喧騒や匂いや味にやられて、「もう日本に帰りたい」と半泣きでした(笑)

● 切り拓く力...

スリランカ最後の夜... 東京、川崎の百人規模の大事務所のO先生、T先生、一部上場企業のM社長と四人でしこたま飲みました。60代と70代の三人が揃い(私だけ50代)、話題は自然に事業承継に...

「実務能力は高いんだけどな〜... とんでもない発想とか、斬新な挑戦とかする力がないんだよな〜」

「そうなんだよね。目の前の仕事はものすごくキチンとこなすんだけど、大きな冒険はしないよね」

「そうそう真面目で堅実すぎるんだよな。壁をブチ破るような情熱が無いんだよな〜」

私とM社長は創業者。T先生とO先生は三代目と四代目ではありますが、自分の代で大きく組織を伸ばされた第二創業者のような方です。偶然、全員がアグレッシブでとんでもなく前向きな方ばかりが集まったので、やはり思うのは皆同じ「切り拓く力」の不足なんでしょうね〜。私が「なんて言うのかな？夢見る力が弱いのかな」と言ったら、皆が「そうそう！」と大賛成。つまり「ゼロから1を作り出すのと、10を継いで11に増やすこと」... その違いなのかもしれません。

● 創業者と後継者の違い

元々ゼロからスタートした創業者には「前に進む」しかありません。後ろを振り返る余裕もなく、失うものは何も無いので「恐れ」がありません。守るものなんて何にもなかったからです。でも、後継者は「守る」ことからスタートします。足腰を鍛え、肝が据わる前に、まずは「守り」です。夢見てる暇があるなら目の前の仕事の山を片付けなければなりません。たしかに、うちの後継者達も同様かもしれません(汗)

ハタリ効かせても何が何でも仕事を取ろう！なんて悪ガキパワーはありません。まずはブチ壊してワクワクドキドキすることから始めよう！なんてバカなこともしません。ダメでもダメ元、もう一度ゼロからやればイイや！なんて無責任なことはしません... 今ある仕事をキッチリこなす、ミスを出さず、信頼を保ち、ルールを守る... なんか息苦しくないのかな？なんか辛くないのかな？ワクワクドキドキするのかな？... と勝手に心配するのは創業者の余計なお世話なんでしょうね〜。

これは創業者と後継者のなかなか理解しあえない絶対的な価値観の違いのような気がします。その場の皆が「あ〜あ後継者じゃなくて良かった。絶対に後継者は務まらない」と思ったことは確かです。でも、経営者には、①視野の広さ(視点を変える自由さ)②目的意識(ブレない軸)③バカ力(熱い情熱)が必ず必要ですから、目の前の実務をこなす「能力」だけでなく、もっと自分の中から湧き上がってくる「夢見る力」を大切にしたいな〜と思った... スリランカの夜でした。

◆ 固定資産税の縦覧制度・最近頻発する過誤徴収について

3年に1度の評価替えが行われる固定資産税の評価方法や税額について確認を行える『縦覧制度』と、過大に納付してしまった固定資産税を取り戻せるかもしれない仕組みについて解説させていただきます。

● 固定資産税の概要

固定資産税は各地方自治体が税額を決めて納税者に通知する『賦課課税方式』を採用しています。納税者が自身で税額を計算し納付する国税は『申告納税方式』と呼ばれ、制度が大きく異なります。固定資産税は3年に1度評価替えが行われ、一般的には4月1日から1～2ヵ月程度の期間、土地や家屋がある場所の市役所などで、近隣の土地や家屋と比較して自身が納める税額の適正性を確認できる制度（縦覧制度）があります。自分が持っている固定資産の課税台帳はいつでも閲覧できますが、他者の資産と比較できる縦覧は自治体ごとにチェックできる期間が異なります。また、縦覧には、納税通知書や健康保険証など、納税者本人であることを確認できるものが必要となりますのでご注意ください。

● 実は固定資産税の計算はミスだらけ!!

近年固定資産税では誤徴収が続発し、税務行政への信頼が大きく揺らいでいます。地方自治体が正確に計算していれば問題ありませんが、納税者が自治体のミスに気付かず本来よりも高額な税金を支払っていることが多々あるようです。

そこで、総務省は平成21年度から平成23年度の3年間における固定資産税の誤計算に伴う税額修正の件数を調査しました。調査回答団体は、1,592市町村（岩手県、宮城県及び福島県内は調査対象外。東京都特別区は未回答。）で、調査対象期間中に、税額修正した納税義務者数が1人以上いた市町村は、なんと調査回答団体のうち97.0%にも及んでいます。

年度	税額修正団体数	団体数割合
平成21年度	1,483団体	93.2%
平成22年度	1,485団体	93.3%
平成23年度	1,484団体	93.2%
累計	1,544団体	97.0%

*団体数割合 = 各年度の税額修正団体数 / 調査回答団体数

何故これほどまで計算ミスが多いのかというと、固定資産税の計算を行っている各市町村役場の担当者は特に固定資産税に関する知識を持った職員ではなく、人事異動でたまたま税務課に配属された職員であること、しかもほとんどが1～2年の勤務期間で異動になり、過半数の職員が税務課で仕事する期間が2年未満しかない状況のようです。これでは知識や経験の蓄積がなく、適切に管理できているとはとても言いがたい状態になってしまうのは誰が考えても明らかです。

● 固定資産税の過徴収で自宅を失った夫婦の事例・固定資産税の返還について

自治体の計算ミスの中でも特に悲惨な事例は埼玉県新座市で、約27年間にわたり、市内に住む60代の夫婦の戸建ての住宅に高額な税を掛け、結果的に夫婦が自宅を失ってしまったという件です。

このケースでは、住宅やアパートが建つ敷地で200㎡以下の部分は固定資産税が通常の土地評価額の6分の1になるという規定があるにもかかわらず、新座市に住む夫婦の自宅には特例が適用されないまま高額な税が課され、結果支払いきれなくなった夫婦への請求額は、延滞金を含め約800万円にもものぼり、夫婦は納税するために自宅を手放してしまったという経緯です。

このような事態に、各自治体では地方税法で定められた5年間分の還付金及び還付加算金のみならず、市の課税台帳が存在する年度分までの分を返還する自治体・国家賠償法の適用で20年分を返還する自治体もあります。ただし、ミスを認めない自治体も多いことは事前にご承知ください。

★ 人生を成功に導くための「5つの原則！」

テスラ・モーターズCEOのイーロン・マスク氏が南カリフォルニア大学マーシャル経営大学人で行った卒業スピーチをご紹介します。新卒の採用時期に当たってとても参考になりました。

.....

5, 6分のスピーチで思いつく限りの真実を語らないといけないわけですね？では、やってみますか。いくつかありますがどれも重要なことだと思います。聞いたことがあるようなものもありますが、言う価値はあると思います。

- **超多忙であれ**・・・まず言いたいことは、「超多忙であれ」ということです。何を仕事にするかにもよりますが、特に最初の職場ではとにかく忙しく働く必要があります。「超多忙」とはどういうことでしょうか？弟と私が起業したときは、アパートの代わりに小さなオフィスを借りて、寝泊まりをしていました。シャワーはYMCAで済ませていました。とにかく大変で、コンピュータも1つしか持っていませんでした。昼にWebサイトを更新し、夜はプログラミングをしていました。毎日、どんなときも。当時いたガールフレンドもオフィスで寝泊まりしていたほどです。起きてる時は常に働く。特に起業する人には言っておきたいことです。他が週に50時間働くなら自分は100時間働く。そうすると会社としては、本来の2倍仕事量をこなせたことになります。
- **有能な人材と仕事をしろ**・・・次に言いたいのは、起業するにしても就職するにしても何より大事なのは、すごい人達を引きつけるということです。素晴らしいと思えるグループに参加するにしても、会社を作るにしても、すごい人達を集めるというのは必須です。いかなる会社も、商品やサービスを生み出すために集められたグループなのです。グループの仕事を信頼し、正しい方向において結束することが会社に成功をもたらします。ですから起業するのであれば、何がなんでもすごい人達を集めましょう。
- **商品やサービスにフォーカスせよ**・・・3つ目、雑音にも注意しなければなりません。商品の改善に関係のないことにお金を使ってしまったりと、これには多くの会社が混乱していますね。例えばテスラでは、一切宣伝にお金を使いません。商品である車そのものを良くするため、全てのお金は研究開発とデザインに使います。これこそが正攻法だと思います。いかなる会社においても、「努力がいい商品やいいサービスというかたちで、結果に表れているか」。これを常に考えなければいけません。結果が出ていなければ、その努力はやめる必要があります。
- **トレンドを追うな**・・・4つ目は、「トレンドを追うな」ということです。ちょっと言いにくいのですが、「体や原則で考えろ」というようなことです。というのも、憶測で理由付けをするより、自分に考えることのできる最も基本的な事実に要約して、そこから理論を導き出すということです。これは、本当に意味のあることなのか、ただ他人がやっていることなのかを判断するいい方法です。全てに対してその考え方が使えるわけではありませんし、結構な努力が必要なので難しいのですが。しかし、何か新しいことがやりたいのならこれは最善の方法だと思います。
- **リスクを負え**・・・最後に言いたいことは、今こそリスクを負う時だということです。あなた達にはまだ子どもがいまいませんよね？それから債務も(笑)。歳をとるにつれ、やらなければいけないことは増えます。家族を持てば、自分自身だけでなく家族のためにもリスクを負わなければなりません。難しいことに取り組むことは、より困難になります。ですから今こそが、チャンスなのです。こういった義務に取り組む前に、今リスクを負ってほしいのです。大胆にやりましょう。あなた達ならできます。ありがとう。

★ 悩める相続！

先月は「新横浜経営塾」でTeam税務支援の波寄と共に「事前対策で変わる！」『相続対策セミナー』の講師を務めさせていただきました。セミナー後の懇親会で「相続に関してもっと具体的な話をレポートして下さい！」とのお声がございましたので今月から「相続ケーススタディバージョン」をお送りいたします。

● 子供がいない夫婦

それでは今月はお子さんがいらっしゃらないご夫婦の相続について考えてみましょう。一般的には「子どものいない夫婦は遺産相続でもめごとに巻き込まれやすい」といわれています。

民法は遺言が残されていない場合を想定し、財産を相続する人（法定相続人）の順位や、それぞれの割合（法定相続分）を定めています。相続人全員で協議（遺産分割協議）して合意すればこれに従う必要はありませんが、財産を分ける際には重要な判断材料になります。

例えば夫婦のうちの夫が先に亡くなった場合、誰が相続人になるかは家族構成によります。

子どもがいる場合は、法定相続人は妻と子どもだけです。法定相続分は妻が2分の1で、残り2分の1を子どもの人数で割ります。

子どもがいない場合は複雑です。亡くなった夫の両親が法定相続人となります。両親が亡くなっている場合は、兄弟姉妹に法定相続人としての権利が発生します。兄弟姉妹が既に亡くなっている場合、その兄弟に子供（亡くなった夫から見ると甥や姪）がいれば、その人たちも法定相続人になります。法定相続人の数が多くなればなるほど財産分けについて調整するのはより難しくなると言えるでしょう。

● 財産分けが心配

今回は夫の両親は先に亡くなっていて、一人弟がいる場合で、夫が遺言を残さないケースを考えます。法定相続分は妻が4分の3、夫の弟が4分の1です。これを基に、相続財産である自宅や預貯金などを具体的にどう分けるか、義理の弟と決めなくてはなりません。

もし、普段から義理の弟とあまり付き合いがなかったとしたらどうでしょう？遺産分割協議で顔を合わせるとなれば、それだけで憂鬱になるかもしれません。

● 重要なのは「遺言」！

これを避けるために重要なのが遺言です。夫に頼んで、全財産を妻が受取れるような遺言書を書いてもらえば、義理の弟と話し合う必要はなくなります。

なぜならば、兄弟姉妹には、遺言にかかわらず相続できる「遺留分」という権利がないからです。ですから、夫に遺言を書いてもらえば、義理の弟の存在を気にすることなく、遺言通りに全財産を相続できるのです。

この場合、もうひとつ考慮すべき点があります。妻が将来死亡したときに起こる相続です。

例えば妻に妹がいるとしましょう。法定相続分の考え方によると、妻の死後、妹が全財産を受取る権利があります。夫の財産がもともと夫の親が築いた財産だったとしたら、義理の弟にとっては不満となります。夫だけでなく、妻も遺言書で最終的に誰に財産を相続させるかを決めておくことが円満な相続の秘訣です。



横浜総合フィナンシャルの西尾です！

お子さんのいらっしゃらないご夫婦の場合はお互いの兄弟姉妹との関係を十分踏まえ、遺言を書くことが重要です。

夫婦お互いの「思い」をしっかり話し合い、自分たちの将来と相続について考えることが何よりも大切です。

成功は成長の果実である

(アチーブメント 青木仁志)

私の大切にしている「人生は何を成し遂げたかではなく、何を目指して歩き続けたかで評価される」という言葉がありますが、成功という結果は運や環境や他人に左右されます。結果は大切ですが、「何を目指して戦い(成長)し続けたか」というプロセスにこそ本当に大切な人生の真理があるのではないかと思います。自分の成長に挑戦しましょ！

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言…(v o l . 8 4)

- ★ 最近、ペットボトルの捨て方が何度か話題に上がりました。今はゴミを処分するにもお金がかかります。某会社では、経費の見直しをしたときにペットボトルの捨て方が問題になったそうです。当初は潰して捨てていましたが、もう一歩進めて外で購入したものは会社に捨てないようにしたところ、ゴミ処理代が大幅に減少したそうです。経費削減したのは勿論ですが、従業員が会社のことを自分のこととして考えるきっかけになったのではないのでしょうか。意識を変えるのは難しいと思いますが会社の今後が楽しみです。(KARINO)
- ★ 天皇陛下がパラオ・ペリリュー島で慰霊訪問された姿を拝見して心が震えました。「悲しい歴史を決して忘れてはならない」と語られたそうですが、戦後70年となってもいかにお心を砕いているのかがテレビを通してもしっかりと伝わってきてしまう、そのお姿には本当に頭がさがりました。皇后様はサイパンで「いまはとて島果ての崖踏みけりしをみなの足裏思えばかなし」という御歌を詠まれたそうですが、一人一人の命を思っていることが伝わってきます。命の大切さ、信念を貫く生き方を考えさせられました。(YAMAMOTO)
- ★ 今月初め、元同僚のN島さんの結婚式にお呼び頂き参加してきました。彼とは年齢も、生まれた月も、血液型も同じで、『占い』では殆どといって良い程同じ結果になりますが、実際には…真反対に近い性格で、一緒に働く間は疲れも出てくる23時以降、言い争いを(もちろん仕事ことで)していたことを思い出します。お互いに忙しさから会う機会は年に1、2回ですが、彼との出会いを通じて気づかされることが多く、本音を言ってくれる仲間の存在に感謝です。これからも良きライバルで在りたいと思います。(TOCHIKURA)
- ★ 今年初めて、4月から「新卒向け会社説明会」をスタートすることになり、8日に第一回の説明会を行いました。昨年は夏からのスタートだったので参加した学生も今ひとつレベルが低い印象でしたが、さすがに4月にスタートすると目的意識の明確な、質の高い学生の割合が高いようです。と言ってもさすがにNet社会…気軽に「説明会参加申込」をクリックするの当日の参加割合は6割が良いところです。4割は連絡も無く欠席、社会人の常識が無いのも分かりますが、かなりイライラさせられます(笑)でも、そんなことは言ってられません。組織がある程度大きくなったら、やはり、まっさらな新人を採用して私たち事務所の価値観(ミッション、ビジョン、基本方針等々)を一から教育して、自社の未来を託す「理念を共有する人材」を育てていかなければなりません。社会に出て最初の数年で刷り込まれる価値観が人生を大きく左右します。私ども事務所が採用した初めての新卒が後継者の山本です。その山本が18年経ってトップに立ち新卒を採用する…私ども事務所も永続企業への一步を踏み出しました。(IZUMI)



TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時 : 平成27年5月20日(水) / 10時~18時

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第2回「～成長企業の実践MAS監査事例報告～経営サイクルのすすめ!」

講師 : 株式会社横浜総合マネジメント 代表取締役 枡倉 恒敬

日時 : 平成27年5月21日(木) / 16時~18時、終了後実費にて懇親会

場所 : 横浜総合事務所セミナールーム

募集 : 都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催 : NN構想首都圏地域会LLP

日時 : 平成27年5月15日(金)~平成29年3月4日(土)

場所 : 日帰り / (株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり / 湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集 : 全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人材経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)船井財産コンサルタンツ

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0021 横浜市中区日本大通 17JPR横浜日本大通ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります